平成 20 年度

街づくり
年次報告書

2009 年 4 月

大和市

はじめに

この報告書は、「大和市みんなの街づくり条例」第２３条（年次報告）の規定に基づいて、街づくりの推進状況を明らかにするため作成しました。内容は平成２０年度の街づくり組織の活動や市の支援の状況です。昨年度に引き続き、「景観」への取り組みに関することを詳しく掲載しています。

また、今後の街づくり活動への参加を促すために、２１年度の事業予定なども掲載しています。なお、本書のほか、報告書のポイントとなる内容を『概要版』としてまとめ、市内の公共施設などに配架することで広く情報提供が行えるようにしました。

参考…条例第23条（年次報告）

市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

※本編及び概要版は、ホームページにて掲載しております。

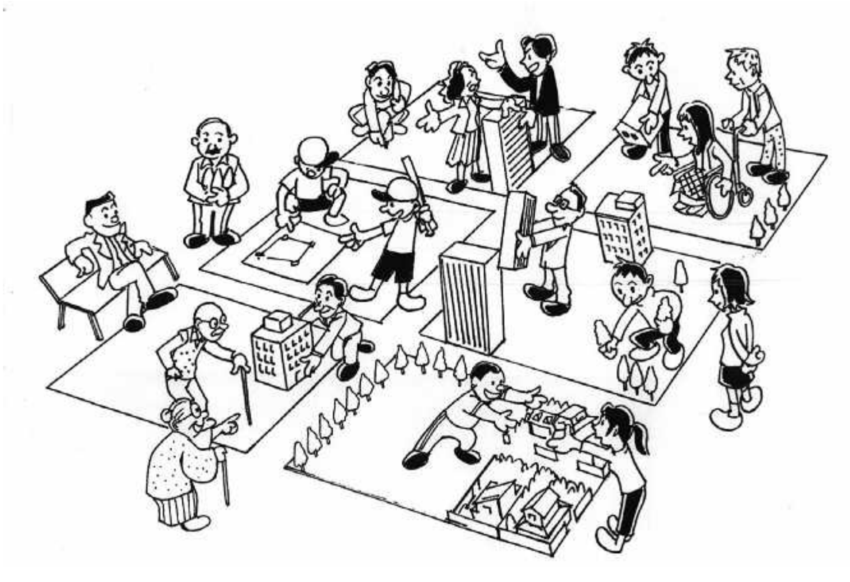

平成２０年度年次報告書　目次

第１章　地区計画、建築協定等の活用

1. 地区計画・建築協定等の活用（第7条）……2
(1) 地区計画……2
(2) 建築協定……2

第２章　街づくり組織・計画・協定等

1. 地域街づくり協議会（第8条）……3
(1) 地域街づくり協議会……3
(2) 地域街づくり協議会を目指す組織……4
2. 地区街づくり推進団体（第10条）……5
(1) 地区街づくり推進団体……5
3. その他の街づくり組織（第20条）……7
(1) 大和駅周辺再開発事業関連……7
(2) 土地区画整理事業関連……8
4. その他の街づくり組織（準備組織）……10

第３章　街づくりへの支援

1. 地域街づくり協議会への助成（第16条）……11
2. 地区街づくり推進団体への助成（第17条）……11
3. 情報の提供等（第18条）……11
(1)「街づくり学校」……11
(2)「やまと景観フォーラム」……13
(3)「やまと街づくりメールマガジン」……13
(4)「街づくりすと」……14
4. 街づくり専門家の派遣等（第19条）……14
5. 表彰（第22条）……14

第４章　その他

1. 街づくり推進会議……15
2. 大和市屋外広告物条例の運用……16
3. 大和市景観計画・景観条例の運用……17
4.「伝えたい　残したい　やまとの景観」の選定……18
5. 開発事業の協議等（第13条／20年6月末で削除）……19

参考資料

資料1：地区計画・建築協定・街づくり協定一覧……20
資料2：街づくり組織等位置図……21
資料3：大和市みんなの街づくり条例・大和市景観条例・大和市屋外広告物条例……22

第1章　地区計画、建築協定等の活用

1．地区計画･建築協定の活用（第７条）

⑴ 地区計画

良好な生活環境を整備・保全するために、地区単位で建築物の用途や建築形態、公園や道路などの公共施設等の配置を定める制度です。

■平成２０年度都市計画決定実績なし

⑵ 建築協定

良好な環境を保全するため、住民全員の合意によって協定区域を定め、建築基準法の制限よりも厳しい規制をしようとするために結ばれるものです。

■平成２０年度認可件数：4件

つきみ野7丁目第7組建築協定(新規)

告示：平成２０年５月１３日
内容：建築物の用途、壁面位置、形態意匠など
背景：地元発意による住環境保全のため

つきみ野7丁目1区6組建築協定(新規)

告示：平成２０年７月８日
内容：建築物の用途、壁面位置、形態意匠など
背景：地元発意による住環境保全のため

つきみ野8丁目10番地･14番地地区建築協定(新規)

告示：平成２０年５月１３日
内容：建築物の用途、壁面位置、形態意匠など
背景：地元発意による住環境保全のため

相鉄上和田第3地区建築協定(更新)

告示：平成２０年１１月１２日
内容：建築物の用途、壁面位置、形態意匠など
背景：地元発意による住環境保全のため

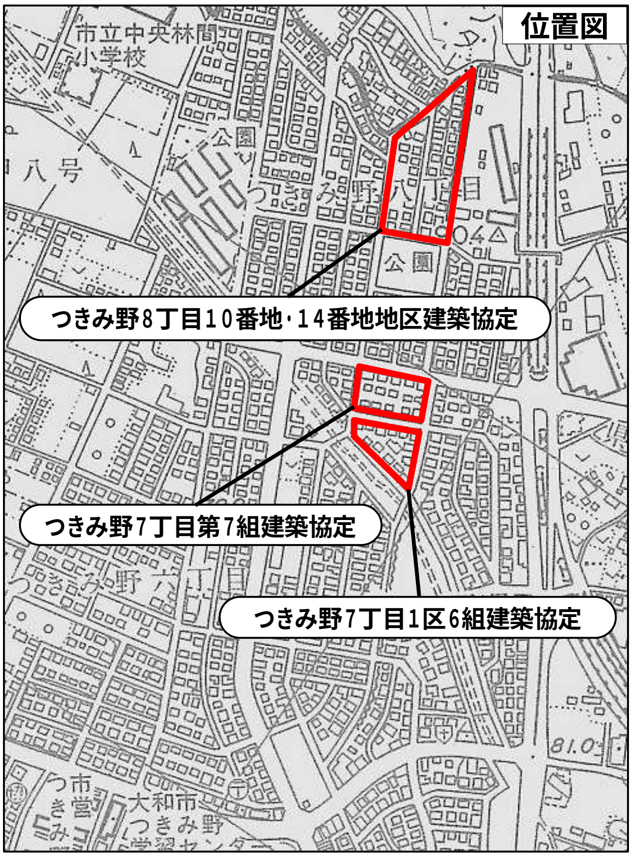

第2章　街づくり組織･計画･協定等

1. 地域街づくり協議会（第８条）

地域の街づくりに関する連絡調整や地域の街づくりを総合的に推進する組織です。

(1) 地域街づくり協議会（1団体）

相模大塚まちづくり協議会

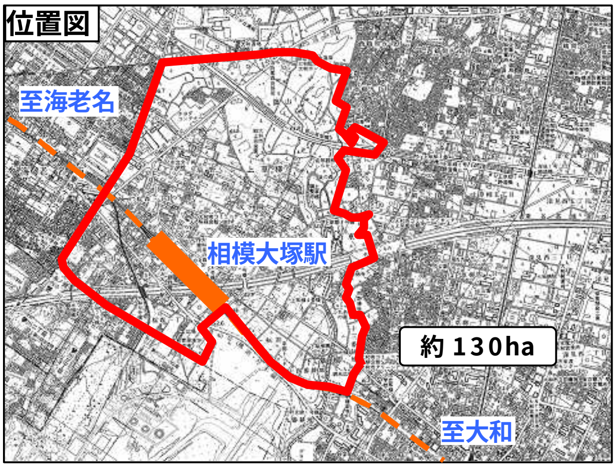

エリア：相模大塚駅周辺４自治会区域
（相模大塚北,上草柳西,桜森,扇野）
代表者：会長　古谷田　文隆
構成員：委員５５名
（周辺４自治会及び関係団体、企業より選出）
設立：平成４年７月
認定：平成１２年６月２８日
活動内容：

■地域活性化への取り組み

①相模大塚駅～泉の森へのアクセス道路の整備に向けた検討
（１２月には専門家を招いてアドバイスをもらった）
⇒検討の結果を提言書にまとめ、市に提出を行った（４月･１２月）

②定例会（役員中心に活動の検討）（月１回）

③総会（事業報告･決算報告／事業計画･収支予算の承認、役員選出）

④活動ＰＲ（広報紙の発行２回、『ふれあい広場』等への参加）

定例会

市の支援：協議会への助成（第３章-１　参照）、活動に対する助言など

今後の予定：■地域活性化への取り組み（啓発イベントの継続）
■「地域街づくり計画」の認定に向けた合意形成
■相模大塚駅～泉の森へのアクセス道路･ネットワーク道路整備に向けての検討

＜参考＞街づくりの基本理念

街づくりは、誰もがいつまでも住み続け、活動を続けることのできるまちの実現を目指して、市民･事業者･市が相互の役割を認識し、協働して行うことが大切です。

街づくりは市民･事業者･市が協働して行います

市民の役割
- 街づくりに参加する権利と責任を有します。
- 街づくりに関する学習・活動に主体的に取り組みます。
- 市の実施する街づくり施策に協力します。

市の役割
- 街づくりに関して総合的・計画的な施策を策定・実施します。
- 施策の策定・実施にあたっては市民の意見を十分に反映します。
- 市民が主体的に街づくりに参加するために必要な支援を行います。

事業者の役割
- 良好な街づくりに貢献します。
- 市の実施する街づくり施策に協力します。

（2）地域街づくり協議会を目指す組織（1団体）

つきみ野まちづくり委員会

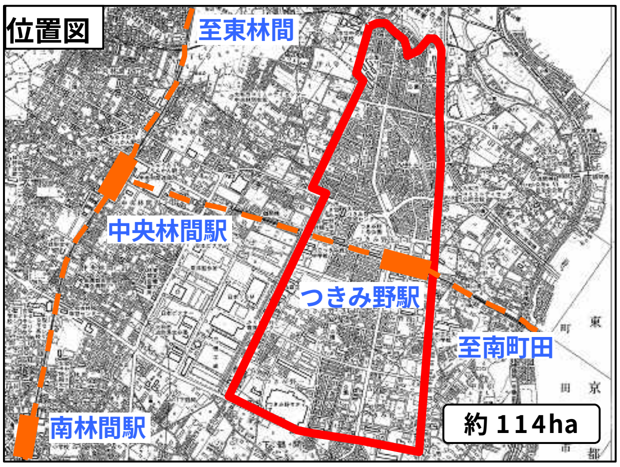

エリア：つきみ野自治会区域
（つきみ野1丁目～8丁目）
代表者：会長　但井　浩二
構成員：委員約10名
設立：平成14年7月7日
（平成16年3月より現在の名称に変更）
活動内容：

■街づくりに関する活動
①「つきみ野の景観づくりの方針」の検討・素案作成
②つきみ野地区景観まちづくり勉強会を開催
③定例会の実施（月1回）

■協働事業「道路環境美化ボランティアの里親制度（アダプト・プログラム）」
・定例清掃（月1回）の実施
・植樹枡へのチューリップ球根（900個）の一斉植栽（10月）

■歩行者の安全確保のための、交通規制に向けた取り組み
・大和及び相模原南両警察署、両市関係課、関係自治会との協議

■つきみ野けやき並木検討プロジェクト会議出席（2月）

市の支援：活動に対する助言など
今後の予定：■平成20年度の実施活動の継続
■「つきみ野景観づくりの方針」の策定

ワークショップの実施（5月）

チューリップ球根の一斉植栽（10月）

＜参考＞協働の街づくり

　みんなの街づくり条例では、市民が自主的な街づくりの取り組みを進めていくために必要となる大和市独自のしくみを定めています。
　しくみの骨格は、全市・地域・地区と3段階のレベルごとに組織をつくり、土地利用などの計画を定めます。それぞれの組織や計画が認定・登録されると活動費の助成や街づくり専門家の派遣などのさまざまな支援を受けることができます。

協働の街づくり体系図

	組織	計画
全市	街づくり推進会議	都市計画マスタープラン
地域	地域街づくり協議会	地域街づくり計画
地区	地区街づくり推進団体	地区街づくり方針

２．地区街づくり推進団体（第１０条）

地区の街づくりを推進するため街づくり活動（ルールづくり等）を行う組織です。

(1) 地区街づくり推進団体（3団体／うち平成２０年度登録1団体）

南林間南一条通り商店街街づくり委員会

(南林間南一条通り商店街街づくり協定：H11.7.14 認定)

エリア：南一条通りに面している区域
（南林間１丁目１番地先～同７番地先）
代表者：委員長　宮東　悠
構成員：委員４９名
設立：昭和６３年９月
登録：平成１１年６月１８日
活動内容：街づくり協定の管理運営
市の支援：窓口にて街づくり協定の説明、協力依頼

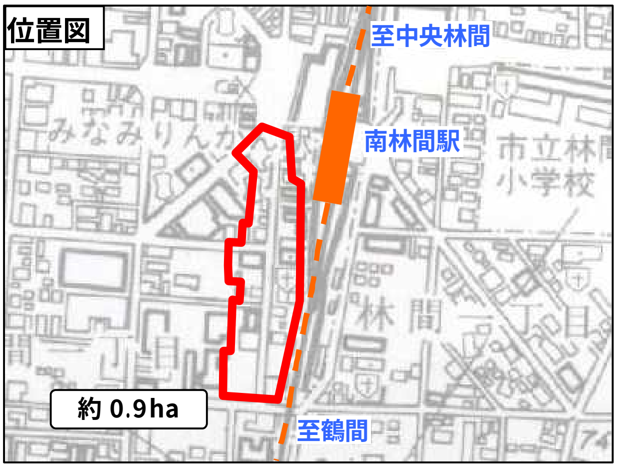

千本桜街づくり委員会

(千本桜地区地区計画：H13.7.16 告示)

エリア：千本桜自治会区域(福田字乙七ノ区、福田字乙八ノ区、代官一丁目地内)
代表者：会長　森田　末夫
構成員：委員２３名
設立：平成１１年４月
登録：平成１１年６月１４日
活動内容：■「千本桜地区申し合わせ事項」（地区計画を補完する住民間の約束ごと）の管理運営、新住民への周知・ＰＲ
■地域活性化への取り組み
①定例会（活動内容の検討等）
②活動のＰＲ（広報紙の発行等）
③公園リニューアルについて市との調整
④街並み探索：宇都宮記念公園（7月）・大和市北部（3月）
市の支援：活動に対する助言等
今後の予定：■平成２０年度の実施活動の継続
・地区計画・申し合わせ事項のＰＲ・検証の継続
・公園リニューアルについての市との調整
・街並み探索
■「安心・安全協力隊」への連携・協力
■子ども神輿の参加

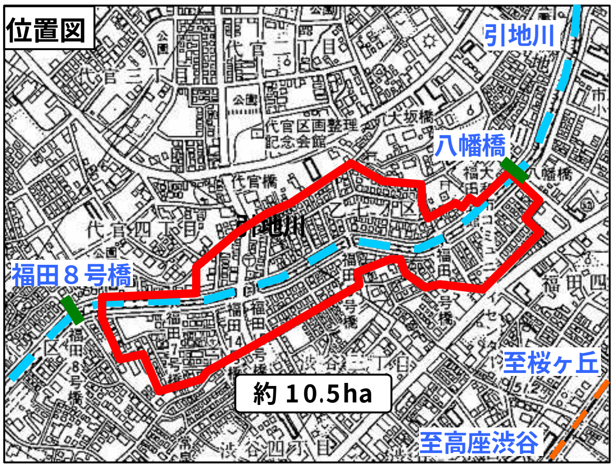

大和市北部街並み探索（3月）

つきみ野6丁目街づくり委員会（平成20年度登録）

エリア：つきみ野6丁目全域
代表者：会長　市川　比良久
構成員：委員約21名
設立：平成20年6月8日
登録：平成20年7月7日
活動内容：街づくり構想（案）の策定等
- 地区計画決定に向けた街づくり構想（案）の策定及び「地区計画の基本方針」・「建築物等のルール」の検討
- 月1回の定例会の開催
- 広報紙の発刊

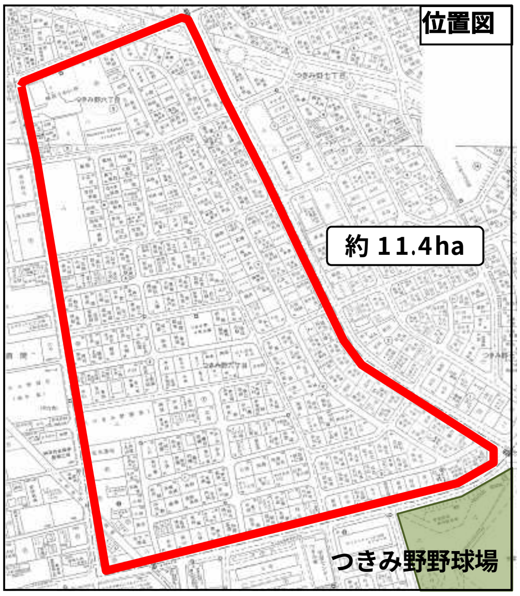

＜街づくり委員会登録までの主な活動＞

H18.12　建築協定運営委員会役員と市との意見交換会
H19.5　建築協定運営委員会役員と市との意見交換会
H19.7　建築協定運営委員会役員による地区計画勉強会を開催
H19.10　地区住民を対象にした地区計画説明会を開催
H19.12　「つきみ野6丁目地区計画アンケート」を全戸に配布
H20.3　アンケート結果と活動経過の報告会を開催
H20.6　つきみ野6丁目街づくり委員会がみんなの街づくり条例に基づく「準備組織」となる
H20.7　つきみ野6丁目街づくり委員会がみんなの街づくり条例に基づく「街づくり推進団体」に登録
H20.7　街づくり専門家を招き、地区住民を対象とした地区計画の勉強会を開催

地区計画勉強会（7月）

市の支援：ルールづくりに向けての情報提供、活動に対する助言など
今後の予定：平成20年度に引き続き、「地区計画の基本方針」・「建築物等のルール」の検討

＜参考＞地域と地区のちがい

地域　都市マスタープランで定める5つの地域を基本としますが、実現性を考慮しひとつの町名を一定のめやすとします。

地区　ルール化などの具体的な街づくり活動が行われる区域で、例えば自治会の区域など。公道に囲まれた1つの街区などを最小の単位とします。地区の範囲は地域を超えることはありません。

3．その他の街づくり組織＜市街地開発事業＞（第20条）

（1）大和駅周辺の再開発事業関連（2団体）

市街地再開発事業とは、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新のために行う事業のことです。

大和駅東側第4地区市街地再開発組合

施行地区：大和南一丁目8、9、10番地内［約 1.2ha］
代表者：理事長　蒲生　文衛
組合員：36名
設立認可：平成19年3月23日（組合設立認可公告）
事業概要：【目的】プロムナードと一体となった土地の高度利用と都市機能の更新により、中心市街地の活性化、都市環境の改善を図る。
【整備方針】大和駅東側地区にふさわしいにぎわいと活力のある街づくり。
事業内容：事業計画の見直し検討作業
市の支援：事業施行に対する指導助言や施設計画案に関する調整等
今後の予定：■権利変換計画認可申請
■既存建物除却・建物建設工事等

大和駅東側再開発等促進協議会

エリア：大和駅東側プロムナードを中心とした範囲［約 7ha］
代表者：会長　鈴木　英雄
組合員：38名
設立：平成2年5月22日
活動内容：■街づくりに関する協定の管理
■東側各街区との調整―総会（1回）、役員会（1回）
市の支援：窓口にてまちづくり協定の説明・協力依頼
今後の予定：平成20年度の実施活動の継続

(2) 土地区画整理事業関連(4団体)

土地区画整理事業とは、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、土地の利用増進を図る事業をいいます。

下鶴間高木土地区画整理事業(組合施行)＜平成21年2月解散認可＞

施行地区:大和市下鶴間字甲一号176番地他

代表者:理事長 井上 進

権利者:34名

設立認可:平成16年6月11日(組合設立認可公告)

事業概要:【目的】緑豊かな自然環境を活かした良好な市街地形成

【整備方針】「緑と都市が共生するうるおいのあるまち」

⇒旧河川を1箇所に集約し、緑地の保全に配慮

事業内容:造成工事・下水道整備・道路築造工事等

市の支援:組合事業に対する技術的な指導、助言

解散認可:平成21年2月6日(組合解散認可公告)

下鶴間山谷北土地区画整理事業(個人施行)

施行地区:大和市下鶴間字甲四号746番地他

施行者:東京急行電鉄株式会社

施行認可:平成19年4月5日(施行認可公告)

事業概要:【目的】河川区域と宅地の整序を行い、宅地利用の増進と公共施設の整備改善を図る。

【整備方針】
・緑にあふれたうるおいある街並みの形成
・電線地中化工事を行うなど、景観に配慮
・地区中央に公園を配置、また境川及び町田市と接続する歩行者道線を確保するなど、利便性の向上を図る。

事業内容:造成工事・下水道整備・道路築造工事・電線地中化工事等

市の支援:事業者に対する技術的な指導、助言

今後の予定：■地区計画の都市計画決定
■換地計画認可・換地処分・解散認可

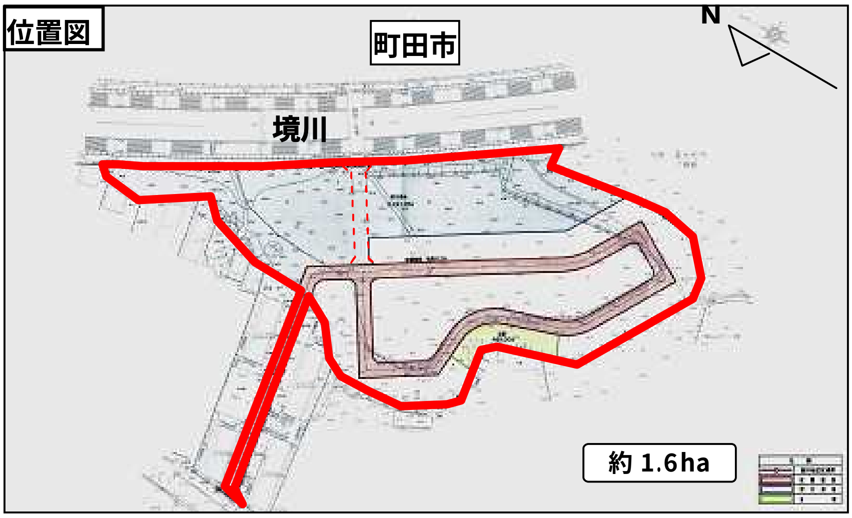

下鶴間松の久保土地区画整理事業（組合施行）

施行地区：大和市下鶴間字甲四号及び乙三号の一部
代表者：理事長　目代　允信
権利者：２０名
設立認可：平成２１年１月１９日（組合設立認可公告）
事業概要：【目的】農地や樹林に囲まれた地形を生かした良好な低層住宅地を形成することで、「緑と都市が共生するうるおいのあるまち」の実現を図る。
【整備方針】・公共施設の整備改善により、緑と共生した良好な低層住宅地を形成する。
・防災性、安全性の向上を確保する。
・ルール化により、良好な住宅市街地の維持形成を図る。
事業内容：造成工事・下水道整備・道路築造工事等
市の支援：■組合事業に対する技術的な指導、助言
■土地区画整理助成規則に基づく、公共施設整備等に要する費用の助成
事業スケジュール：
平成２０年度　仮換地設計・確定測量等
平成２１年度　仮換地指定・造成工事・下水道整備等
平成２２年度　造成工事・下水道整備・道路築造工事等
平成２３年度　換地計画認可・換地処分・組合解散

下福田（引地川流域）地区土地区画整理組合設立準備会

施行地区：大和市福田字甲四ノ区、字甲五ノ区の各一部
代表者：代表　関水　正幸
権利者：３４名
準備会設立：平成２０年５月１２日
事業概要：【目的】下福田の引地川流域地区において、緑と都市が共生する健全な市街地を形成するため
【整備方針】「緑と都市が共生する良好な市街地の形成」
市の支援：■組合設立に向けての指導・助言
■大和市街づくり事業準備活動補助金交付要綱に基づく助成
今後の予定：組合設立に向けての測量調査等

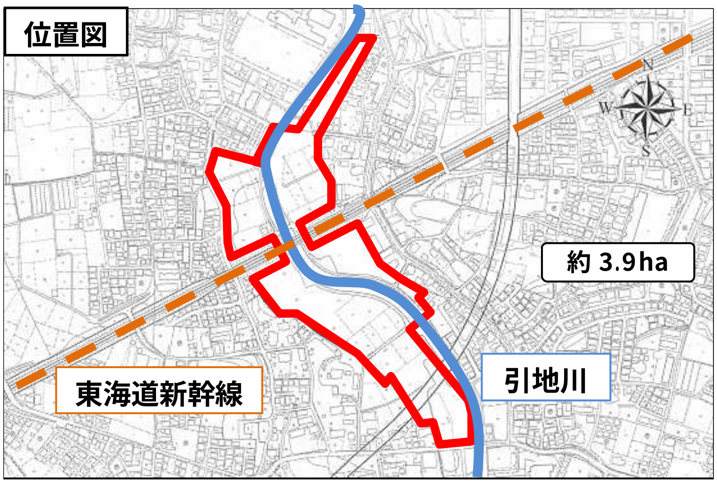

４．その他の街づくり組織

内山の街づくりを考える会

エリア：内山地区
代表者：会長　大谷　五郎
構成員：役員約３０名
設立：平成１４年に内山を住みよくする会として設立（平成１８年より現在の名称に変更）
活動内容：
■街づくりに関する活動
①街づくりビジョンとコンセプトの検討
②定例会の開催（月１回）
③総会の開催（６月）
④都市計画に関する公聴会での意見公述
■つるまの森保全活動
・自治会を中心とした署名活動を実施、市長への要望書と署名を提出
■歩行者専用道のネーミングと標示
・公募により「ほほえみ通り」を選出、現地へ表示板を設置
■タウンウォッチングの実施
・道路状況の調査
市の支援：活動に対する助言など
今後の予定：■地区の将来像、コンセプト策定
■区画整理事業のための準備組織の発足に向けた活動

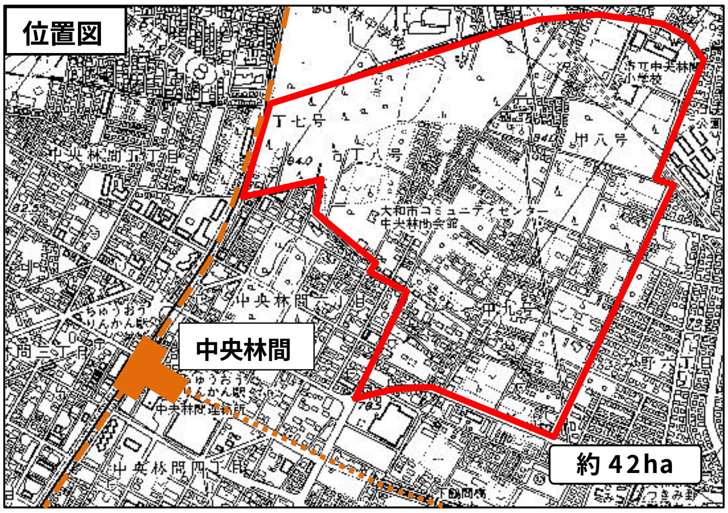

第3章　街づくりへの支援

1．地域街づくり協議会への助成（第１６条）

■相模大塚まちづくり協議会　　１００,０００円

［内訳］広報紙の印刷費など

2．地区街づくり推進団体への助成（第１７条）

■平成２０年度は、地区街づくり推進団体に対する活動費助成の実績はありませんでした。

（専門家の派遣等の支援はあり。詳しくはP14「4．街づくり専門家等の派遣」参照）

3．情報の提供等（第１８条）

（1）「街づくり学校」

街づくりに関する市民の自主的な活動を積極的に支援するため開催している全３コースの市民向け講座です。

平成２０年度開催回数：2コース

■基礎コース第3期（5月～6月）

■専修コース第4期（2月～3月）

今後の予定：平成２１年6月頃にゼミコースを開催予定（テーマ等、詳細は未定）

基礎コース　第3期

開催時期：平成２０年5月～6月

［第1回］　5月２４日（土）９：３０～１２：００

［第2回］　5月３１日（土）９：３０～１２：００

［第3回］　6月　7日（土）９：３０～１３：００

会場：市役所会議室棟、鶴間駅周辺（第3回のみ）

テーマ：街づくり入門

参加者：４０名

内容：普段、何気なく暮らしている私たちの街には、土地の利用法や建物の建て方など、多くの"決まり"があります。その決まりはどのように成り立ち、私たちと関わっているかを、講義やタウンウォッチング、グループワークを通して考えました。

■第1回「街づくり入門」

～都市計画の制度や街づくりの必要性について学ぼう～

講師：大戸　徹氏（大戸まちつくり研究所）

■第2回「建物と街づくり」

～個々の建物と街づくりの関係を学ぼう～

講師：相原　聰氏（相原聰建築設計事務所）

■第3回「タウンウォッチングと街のルール化」

～タウンウォッチングをし、街のルール化について考えよう～

講師：大戸　徹氏（大戸まちつくり研究所）

専修コース　第4期

開催時期：平成21年2月～3月
　［第1回］　2月21日（土）10：00～12：00
　［第2回］　2月28日（土）　9：30～12：30
　［第3回］　3月14日（土）10：00～12：00
会場：市役所本庁舎5階　研修室（第1回、第3回）
　　中央林間駅周辺・下鶴間ふるさと館（第2回）
テーマ：「伝えたい　残したい　やまとの景観」
参加者：28名
内容：「伝えたい　残したい　やまとの景観」選定事業の実施により44の景観が選定されました。これらの景観を市内外の人にどのように伝え、未来へと残していけるか、実際にいくつかの景観を巡り、またディスカッションを通して考えました。

■第1回「伝えたい　残したい　やまとの景観」の選定とは
　・選定事業の内容説明
　・まちの景観保全等に市民が取り組んでいる事例紹介
■第2回　実際に景観を見てみる
　・選定された景観を実際にまち歩き
■第3回　伝え、残していくために何ができるか
　・ディスカッションと発表

講師（第1～3回）：吉田　洋子氏（吉田洋子まちづくり計画室）
　　　　　　　　神奈川区魅力さかせ隊

＜参考＞街づくり学校と街づくりすと

　街づくり学校は、市民の自主的な街づくり活動を支援するため、毎年2～3コース開催しています。講義やワークショップ、現地視察等により、街づくりの考え方や知識、技術を学べる講座です。参加者のレベルに応じて、「基礎コース」「専修コース」「ゼミコース」の3コースを用意しています。各コースの内容は年度により異なり、今年度のような景観だけではなく、住民参加や防災街づくり、街のルールづくり等、様々なテーマで講座が行われます。
　3コースすべてを終了すると、希望により「街づくりすと」に登録され、市の街づくり事業への参加や、街づくりに取り組む市民組織の活動支援を行っていただきます。

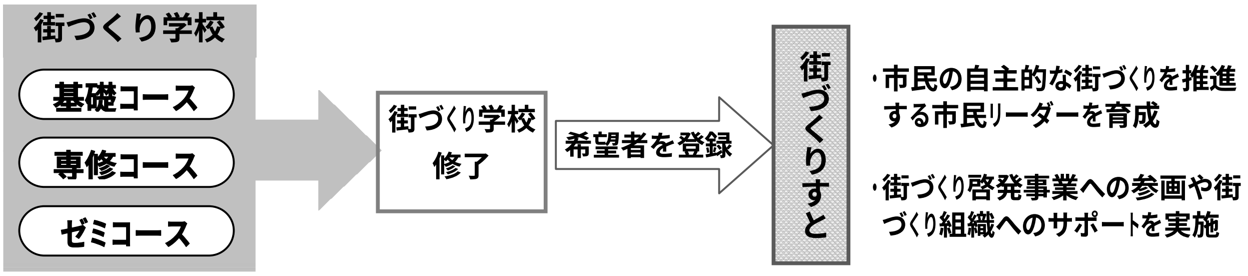

(2)「やまと景観フォーラム」(市制50周年プレ記念事業)

大和市景観計画・景観条例の運用を機に、市民の方々の景観づくりへの関心を高め、景観に配慮した街づくりを考える場として１１月に開催しました。テーマは市制 50 周年記念事業の一環として実施した「伝えたい　残したい　やまとの景観」選定事業とリンクさせました。

開催日時：平成20年11月１日(土) 13：30～16：00

会場：保健福祉センターホール

テーマ：伝えたい　残したい　やまとの景観

プログラム　■大和市景観計画・景観条例について(発表・説明)

・説明：株式会社カラープランニングセンター取締役　田邉　学　氏

■「伝えたい　残したい　やまとの景観」会場投票

■今こそ始めよう！みんなでつくるやまとの景観(パネルディスカッション)

・コーディネーター：東北芸術工科大学准教授　志村　直愛　氏

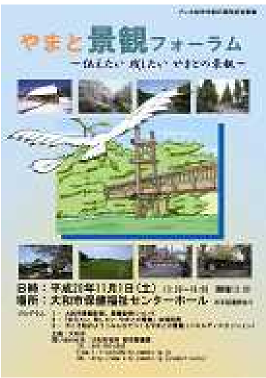

ポスター

内容：
・景観条例、景観計画の施行に伴い、フォーラム名、開催テーマを「景観」に特化し、市民への周知を図りました。
・市制50周年記念事業「伝えたい　残したい　やまとの景観」選定事業の会場投票を行う等、市民から公募した「やまとの景観」を紹介。
・「パネルディスカッション」では、専門家に加えて、地域の街づくり活動に携わる市民の参加により、身近な景観づくりのヒントや地域協力の大切さを考えました。

参加者：約90名

主催：大和市　都市整備課　街づくり推進担当

今後の予定：平成21年度は開催予定なし。
(代わって、街づくり学校事業の充実を図る。)

(3)「やまと街づくりメールマガジン」

平成２０年度から、街づくりに関する情報発信ツールとして「やまと街づくりメールマガジン」の配信を開始しました。これは昨年度まで紙面発行していた街づくり情報紙「街づくりサロン通信」をメールマガジンとしてリニューアルしたものです。

配信：2回(10月、3月、その他1月に街づくり学校開催案内として号外1回配信)

配信先(メルマガ登録者)：38名

今後の予定：平成21年度は4回配信予定(4半期に1回を予定)

(4)「街づくりすと」

「街づくりすと」とは、街づくり推進のため市民により構成された市民リーダーで、街づくり学校の全コース(基礎・専修・ゼミ)を修了することで任意で登録できる制度です。１２名が登録し、今年度は「やまと景観フォーラム」の運営のサポーターとして活動していただきました。今後は行政との協働による事業のサポートのほかに、「街づくりすと」が主体となった活動も期待されます。

登録者：12名(平成20年度　新規登録者0名)

活動内容：「やまと景観フォーラム」(11月)運営のサポート

４．街づくり専門家の派遣等（第１９条）

街づくり組織や市が主催する街づくり学校等に対し、街づくりに関する専門的な知識や経験を有する街づくり専門家を１２回派遣しました。

相原　聰氏
（(有)相原聰建築設計事務所）

大戸　徹氏
（(有)大戸まちつくり研究所）

鈴木　俊治氏
（(有)ハーツ環境デザイン）

山田　裕子氏
（神奈川区魅力さかせ隊）

吉田　洋子氏
（吉田洋子まちづくり計画室）

（５０音順）

派遣実績

派遣	活動、組織	専門家	回数
市	街づくり学校（5～6月）	大戸　徹氏（第1回、第3回） 相原　聰氏（第2回）	9回
	街づくり学校（2～3月）	吉田　洋子氏（第1～3回） 山田　裕子氏（第1～3回）	
街づくり組織	つきみ野まちづくり委員会（7月） ・勉強会「景観ルールの作り方」	鈴木　俊治氏	3回
	つきみ野6丁目街づくり委員会（7月） ・勉強会「地区計画による街づくり」	大戸　徹氏	
	相模大塚まちづくり協議会（12月）※ ・活動に対するアドバイス	吉田　洋子氏	

※相模大塚まちづくり協議会への派遣に関する費用は、協議会の活動費から支出。

５．表彰（第２２条）

今年度は市制５０周年記念事業「伝えたい　残したい　やまとの景観」選定事業を実施したため、街づくり賞の選定・表彰は行いませんでした。（街づくり賞とは、快適な街づくりを推進し、大和らしいまちを創造することを目的に、地域の街づくりに貢献した活動、良好な空間や街並みを演出した個性的で魅力的な事例を表彰する制度です。）

第4章　その他

1. 街づくり推進会議

街づくり推進会議とは、街づくりに関する重要事項の調査審議することを目的に設置された、街づくり条例に基づく市の附属機関です。平成２０年度は６回開催されました。

会議内容

開催日時	主な議事内容
第1回＜平成20年　5月20日（火）＞	みんなの街づくり条例の見直しについて（その8）
第2回＜平成20年　8月18日（月）＞	まちづくり交付金と事後評価について
第3回＜平成20年10月　9日（木）＞	まちづくり交付金と事後評価について みんなの街づくり条例の見直しについて（その9）
第4回＜平成20年12月　2日（火）＞	「伝えたい　残したい　やまとの景観」選定事業について【諮問】
第5回＜平成21年　2月　3日（火）＞	みんなの街づくり条例の見直しについて（その10）
第6回＜平成21年　3月25日（水）＞	みんなの街づくり条例の見直しについて（その11）

※各会議の議事録については、ホームページをご覧ください。

街づくり推進会議　委員（任期：平成19年4月1日～21年3月31日）

相原　聰　（関係団体委員）	田口　敦子　（知識経験委員）
麻生　龍雄　（関係団体委員）	知念　綾　（市民委員）
井上　新一　（地域街づくり協議会代表者）	中林　一樹　（知識経験委員：会長）
志村　直愛　（知識経験委員：会長職務代理）	平田　まり子　（市民委員）
杉浦　宇　（市民委員）	吉田　洋子　（知識経験委員）
菅　孝能　（知識経験委員）	＜50音順　敬称略＞

今後の審議事項：■みんなの街づくり条例の見直しについて
■街づくり賞の選定

2. 大和市屋外広告物条例の運用

市では、大和の景観特性に合わせた街づくりを推進するため「大和市屋外広告物条例」を制定し、平成２０年４月に施行しました。それまでは市内の屋外広告物について、神奈川県屋外広告物条例で定められた掲出基準などが適用されてきました。景観行政と屋外広告物行政に一体的に取り組むため、市が平成１８年４月に景観行政団体に移行したことにより、景観を構成する重要な要素である屋外広告物についても市独自の掲出基準を定めることができるようになったことから、大和市屋外広告物条例を制定しました。

大和市屋外広告物条例の概要

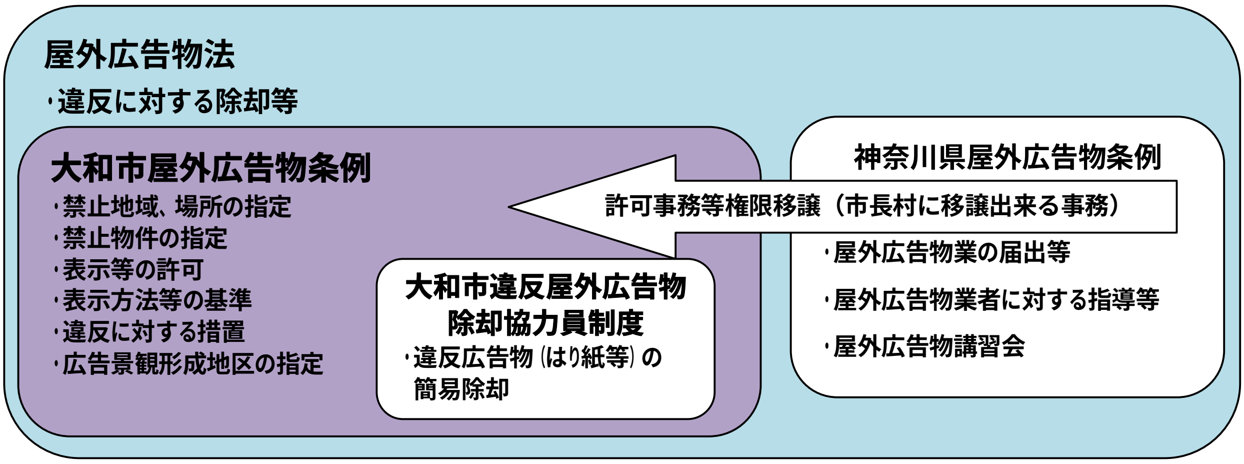

屋外広告物の許可事務

大和市内で屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする場合、許可を受ける必要があります。

【平成20年度の許可申請取扱い実績（平成21年2月末現在）】

・件数：556件

・手数料収入：2，620，200円

違反屋外広告物除却協力員制度

大和市では、屋外広告物法の規定に基づき、「大和市違反屋外広告物除却協力員制度実施要綱」を定め、大和市屋外広告物条例に違反するはり紙、はり札及び立看板の除却を行うため協力員の登録制度を設けました。

道路上に氾濫する違反広告物（はり紙、捨て看板等）を排除するため、市民の皆さんと行政が連携して除却活動に取り組み、快適な街づくりを目指します。

※平成20年度は、約300名の市民の方にご登録いただき、除却活動にご協力いただいています。

3．大和市景観計画・景観条例の運用

　市では、大和らしい魅力ある景観を創造していくため、平成８年にやまと景観マスタープランを策定し、これに基づいた景観形成施策を展開してきました。そのような中、平成１６年に景観法が制定され、自治体の自主的な取り組みであった景観づくりに関して法的な根拠が整えられました。そこで、これまでの施策をより実効性のあるものとするため、景観法に基づいた大和市景観計画と大和市景観条例を定め、平成２０年１０月に施行しました。

大和市景観計画・景観条例の概要

【条例施行・計画適用】　：平成20年10月1日（条例公布・計画告示：平成20年3月28日）

【目的】：「景観計画」及び「景観条例」による実効性のある景観誘導に取り組むことで、良好な景観形成を推進する。

【条例及び計画の概要】

■一定規模以上の建築行為等（下表）については、条例に基づく事前協議及び法に基づく届出を義務付け、行為に対する制限事項（※）を設けた。

行為	規模
1．建築物の建築等	□高さが10ｍを超えるもの　□延べ面積が 1,000 ㎡以上のもの
2．工作物の建設等	□高さ10ｍを超えるもの（擁壁は高さ5ｍを超えるもの）
3．木竹の伐採	□伐採する区域の面積が500㎡以上のもの

※制限事項は、建築物の外壁及び屋根の色彩、工作物の外装の色彩、擁壁の形態意匠、木竹の伐採方法とする。

■望ましい景観の姿（景観形成方針）を示した。

・市域を土地利用状況等によって、4つの区分（商業地、複合市街地、住宅地、田園・緑地）に分け、それぞれの区分ごとに景観形成方針を定めた。

・景観形成方針は全市共通の方針と、それぞれの区分ごとの方針とで構成する。

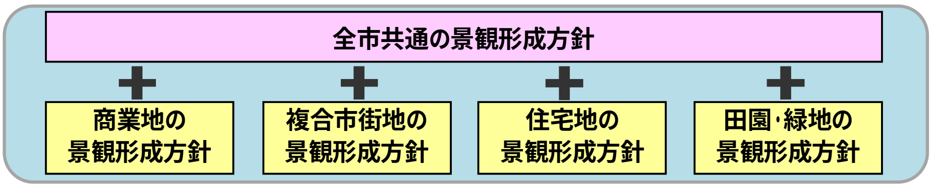

■景観資源の活用

景観資源となる道路、河川等の公共施設や建造物、樹木を生かした景観づくりを進めていくために、その整備や保全などの基本方針を定めた。

■その他の景観づくり施策

地区の景観特性を生かし、魅力を高める景観づくりを進めていくべき地区を「景観づくり促進地区」に位置づけ、景観づくりに関する取り組みを進める。

平成20年度　景観協議届出件数（平成20年10月1日～21年3月10日現在）

行為	届出件数	合計
建築物の建築等	12	12
工作物の建設等	0	
木竹の伐採	0	

4．市制５０周年記念事業「伝えたい　残したい　やまとの景観」の選定

市では、平成２０年１０月からの大和市景観計画・景観条例の運用開始に合わせ、また、大和市が平成２１年で市制５０周年を迎えることから、その記念事業として「伝えたい　残したい　やまとの景観」選定事業を実施しました。

市内の“今後も残していきたい景観”“多くの人に見てほしい景観”を公募し、候補の市民投票、そしてその投票結果を参考にした街づくり推進会議の諮問等を経て選定された４４の景観は、２月１日に行われた市制５０周年記念式典の中で発表されました。

事業の目的

■景観計画・景観条例の周知だけでなく、景観について広く市民の皆さんに関心を持っていただくためのきっかけづくり

■景観計画・景観条例に基づく景観重要公共施設や景観重要建造物、景観重要樹木の指定の際、参考にするためのバックデータに

■選定された景観でまち歩きのガイドを兼ねたハンドブック等を作成することにより、健康都市推進や観光・余暇活動の振興にも活用

泉の森（上草柳）

千本桜（福田）

矢倉沢往還の歴史的街並み（下鶴間）

選定までの流れ

時期	段階	内容
H20 6月 7月	準備	実施要領決定 広報・WEBサイト等を利用したPR　等
8月	公募	あなたが選ぶ「伝えたい　残したい　やまとの景観」　募集 45人・のべ198景の応募
9月 10月	候補整理	原則として応募された景観は全て候補として採用 重複箇所の整理等により62景の候補リスト作成、写真撮影等
11月	投票	候補リストを基にWEBサイト、景観フォーラム、 市施設ロビーで投票（448枚・票数合計 4,153 票）
12月	諮問等	「市制50周年記念事業推進委員会」から意見聴取 「街づくり推進会議」に諮問・答申（46景）
H21 1月	決定	市長による最終決定（選定案44景）
2月	発表	市制50周年記念式典等で発表

林間都市開発の面影を
残す街並み（中央林間）

下福田の長屋門と屋敷林

大和駅前広場とプロムナード

選定された「伝えたい　残したい　やまとの景観」

境川の河畔林（下鶴間）	深見の水田風景
さくらの散歩道（つきみ野）	泉の森（上草柳）
つきみ野の街並みと緑	相模大塚の屋敷林と門構え（上草柳）
大和緑の散歩道～大和歩行者専用道～	大山の見える風景（桜森）
観光花農園（中央林間）	ふれあいの森（下草柳）
大和の葡萄棚（中央林間）	大和駅前広場とプロムナード
桜と銀杏の並木道（中央林間）	やまと公園（中央）
移築された紺屋の店蔵（つきみ野）	大和天満宮（大和南）
つるま自然の森（下鶴間）	深見神社
林間都市開発の面影を残す街並み（中央林間）	引地台公園（柳橋）
多胡記念公園と慈緑庵（中央林間）	久田緑地（上和田）
中央林間駅前広場と樹木	上和田左馬神社
どんど焼き（中央林間）	千本桜（福田）
宇都宮記念公園（下鶴間）	富士山の見える風景（福田）
矢倉沢往還の歴史的街並み（下鶴間）	常泉寺（福田）
諏訪神社（下鶴間）	引地川沿いの街並み（福田）
境川の自然とサイクリングロード	高座渋谷西モール（福田）
深見歴史の森	住宅地の中のミニ牧場（福田）
大和市役所の緑（下鶴間）	下福田の長屋門と屋敷林
コミュニティ道路と街並み（南林間）	薬王院縁日と双盤念仏（上和田）
昭和のたたずまいを残す医院（南林間）	上和田野鳥の森
慰霊塔公園（西鶴間）	下和田の水田風景

※選定された全景観を市のホームページ上で写真をまじえ紹介しています。

5．開発事業の協議等（第１３条／平成２０年６月末削除）

これまで「大和市みんなの街づくり条例」第１３条に基づき、一定規模以上の宅地開発事業及び中高層建築物を建設する事業については、「大和市街づくり指導要綱」による事前協議を行ってきました。しかし、近年の開発指導行政を取り巻く環境の変化により、要綱に基づく行政指導では実効性の確保が難しくなりました。そこで、これまでの指導要綱を条例化し、「大和市開発事業の手続及び基準に関する条例」として平成２０年７月に施行しました。これに伴い、「大和市みんなの街づくり条例」の＜第５章　開発事業（第１３～１５条）＞は、６月末をもって削除となりました。

平成20年度「大和市街づくり指導要綱」の事前協議件数（6月末まで）

事前協議合計	（内訳）		
	開発行為	建築行為	ワンルーム
34	11	20	3

資料1．地区計画･建築協定･街づくり協定一覧

■地区計画

	名　称	告示日	背　景
1	南林間駅西地区地区計画	H 8. 5.10	地元発意による商業活性化のため
2	神明若宮地区地区計画	H10. 3. 6	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
3	渋谷北部地区地区計画	H11. 1.22	〃
4	千本桜地区地区計画	H13. 7.16	地元発意による住環境保全のため
5	大和駅東側第4地区地区計画	H18. 2.27	市街地再開発事業に合わせて、良好な街並みの形成を図るため
6	渋谷南部地区地区計画	H19. 3.29	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため（既存の計画の変更）
7	下鶴間高木地区地区計画	H19. 6.29	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため

■建築協定

・・・平成20年度に定められたルール

	名　称	公告日(期間)	背　景
1	西鶴間8丁目（44組）建築協定	H12. 5.23(10年)	分譲宅地開発のため
2	つきみ野6丁目8番地建築協定	H12.12.12(10年)	地元発意による住環境保全のため
3	つきみ野6丁目第一建築協定	H13. 6.15(10年)	〃
4	つきみ草建築協定	H13. 9.13(10年)	〃
5	鶴間台6区建築協定	H14. 7.22(永年)	住宅地としての環境の維持増進のため
6	コートアベニューつきみ野建築協定	H14.12. 9(10年)	分譲宅地開発のため
7	つきみ野8丁目13番地建築協定	H15. 4. 1(10年)	地元発意による住環境保全のため
8	あきしの台分譲地建築協定	H17.10.19(10年)	分譲宅地開発のため
9	つきみ野一丁目第三建築協定	H17.11.17(10年)	地元発意による住環境保全のため
10	大和柳橋建築協定	H18. 3.14(10年)	分譲宅地開発のため
11	つきみ野6丁目6番建築協定	H18. 9. 5(5年)	地元発意による住環境保全のため
12	つきみ野7丁目第2建築協定	H18. 9.21(10年)	〃
13	つきみ野6丁目9番建築協定	H18.10.25(10年)	〃
14	つきみ野7丁目第1建築協定	H18.12. 1(10年)	〃
15	つきみ野6丁目7番地建築協定	H19. 2. 8(5年)	〃
16	つきみ野6丁目1番地地区建築協定	H19. 7.30(10年)	〃
17	つきみ野7丁目1－4地区建築協定	H20. 3.18(10年)	〃
18	つきみ野7丁目1区3組建築協定	H20. 3.18(10年)	〃
19	つきみ野7丁目第7組建築協定	H20. 5.13(10年)	〃
20	つきみ野8丁目10番地･14番地地区建築協定	H20. 5.13(10年)	〃
21	つきみ野7丁目1区6組建築協定	H20. 7. 8(10年)	〃
22	相鉄上和田第3地区建築協定	H20.11.12(10年)	〃

■街づくり協定

	名称	締結日	認定日	背景
1	南林間南一条通り商店街街づくり協定	H11. 6.22	H11. 7.14	地元発意による商業活性化のため

資料2．街づくり組織等位置図

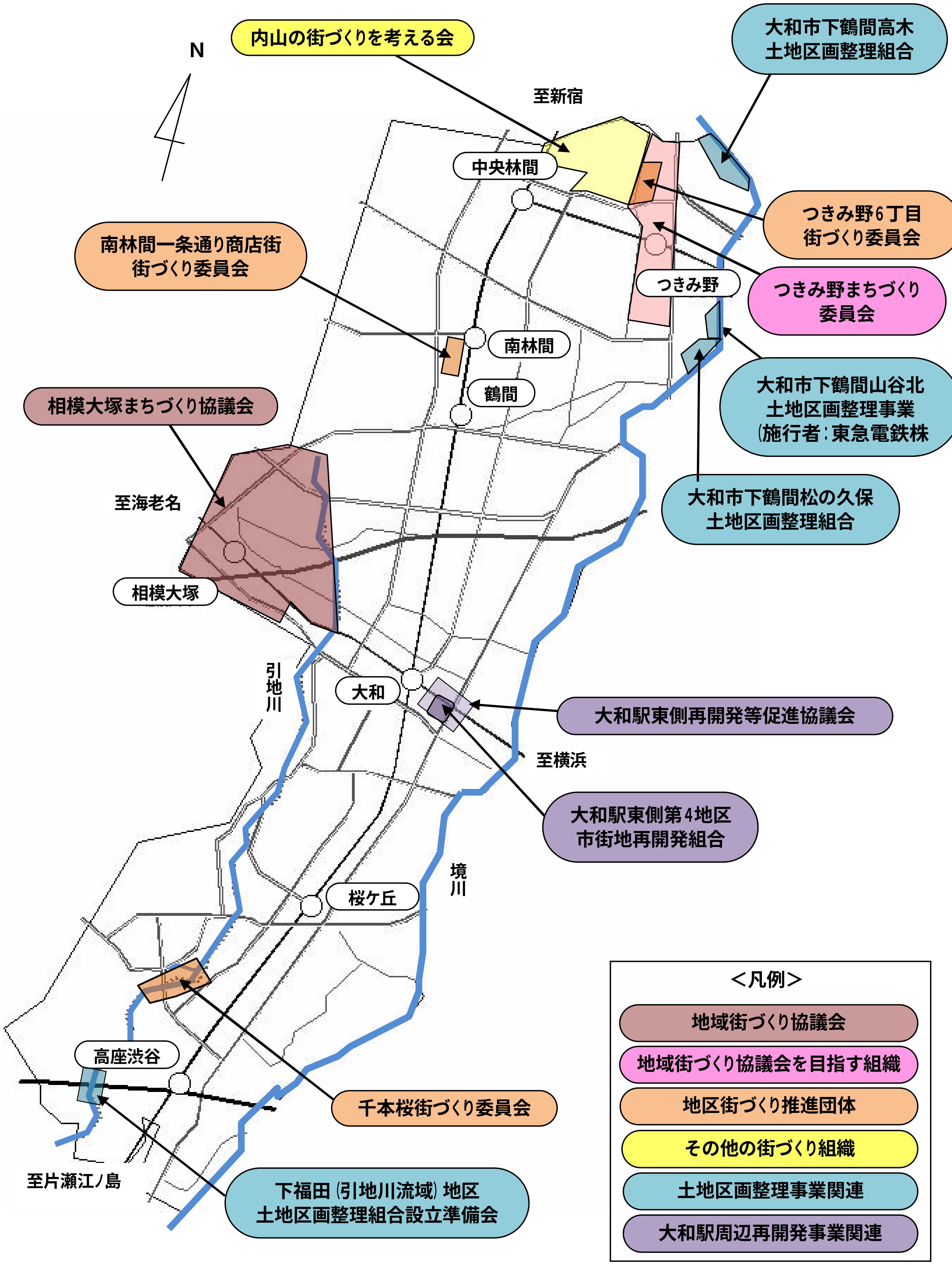

大和市みんなの街づくり条例（平成10年3月26日公布）

目次

第1章　総則（第1条～第7条）
第2章　地域街づくり協議会（第8条・第9条）
第3章　地区街づくり推進団体（第10条・第11条）
第4章　街づくり協定（第12条）
第5章　開発事業（第13条～第15条）
第6章　街づくりへの支援（第16条～第22条）
第7章　雑則（第23条・第24条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第18条の2の規定に基づき本市の都市計画に関する基本的な方針として定めた大和市都市計画マスタープランの実現のために、街づくりの基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、街づくりを推進するために必要となる基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による総合的かつ計画的な街づくりを推進することを目的とする。

（用語の意義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　地域　本市内において、歴史的、文化的及び地理的につながりを持つ一定の区域をいう。

(2)　地区　地域における一定の区域をいう。

(3)　住民等　地域及び地区内に住所を有する者並びに地域及び地区内の土地又は建物の所有者、占有者及び利害関係人をいう。

（基本理念）

第3条　街づくりは、誰もがいつまでも住み続け、活動を続けることのできる街の実現を目指して、市民、事業者及び市が相互の責任と信頼の下に、協働して行われなければならない。

（市民の責務等）

第4条　市民は、前条に定める街づくりの基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、街づくりに参加する権利と責任を有する。

2　前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、街づくりに関する学習及び活動に主体的に取り組むとともに、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条　事業者は、基本理念にのっとり、良好な街づくりに貢献する責務を有する。

2　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

（市の責務）

第6条　市は、基本理念にのっとり、街づくりに関し必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

2　市は、基本理念にのっとり、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を十分に反映させるように努めなければならない。

3　市は、基本理念にのっとり、市民が主体的に街づくりに参加するために必要な支援を行うように努めなければならない。

（地区計画、建築協定等の活用）

第7条　市民、事業者及び市長は、地域及び地区の状況に応じた街づくりを推進し、並びに良好な市街地環境及び近隣社会を形成するために、相互の理解と協力の下に、地区計画（法第 12 条の4第1項第1号に規定する地区計画をいう。以下同じ。）、建築協定（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第69条に規定する建築協定をいう。以下同じ。）及び第12条に規定する街づくり協定を活用するように努めなければならない。

第2章　地域街づくり協議会

（地域街づくり協議会）

第8条　市長は、地域の街づくりに関する連絡調整その他地域の街づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とした団体で、次に掲げる要件を満たすものを、地域街づくり協議会として認定することができる。

(1)　その構成員が住民等であること。

(2)　その活動が、当該地域の住民等の支持を得ていると認められること。

2　前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3　市長は、地域街づくり協議会の認定に当たっては、あらかじめ、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

4　市長は、地域街づくり協議会を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

（地域街づくり計画）

第9条　市長は、地域街づくり協議会が地域の街づくりを推進するために地域の土地利用等について定めた計画を、地域街づくり計画として認定することができる。

2　地域街づくり協議会は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3　市長は、地域街づくり計画の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。

4　市長は、地域街づくり計画を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

第3章　地区街づくり推進団体

（地区街づくり推進団体）
第10条　市長は、地区の街づくりを推進することを目的とした団体で、別に定める要件を満たすものを、地区街づくり推進団体として登録することができる。
2　前項の規定による登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
3　市長は、地区街づくり推進団体を登録したときは、その旨を公表しなければならない。
（地区街づくり方針）
第11条　市長は、地区街づくり推進団体が地区の街づくりを推進するために定めた活動の具体的な方針を、地区街づくり方針として認定することができる。
2　地区街づくり推進団体は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
3　市長は、地区街づくり方針の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
4　市長は、地区街づくり方針を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

第4章　街づくり協定

第12条　市長は、地区街づくり方針の実現等のために、住民等が締結した協定で、別に定める要件を満たすものを街づくり協定として認定することができる。
2　前項の規定による認定を受けようとする住民等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
3　市長は、街づくり協定の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
4　市長は、街づくり協定を認定したときは、その旨を公表しなければならない。
5　市長は、街づくり協定の管理運営に関して、必要な支援を行うことができる。

第5章　開発事業（第13～15条　削除）

（開発事業の協議等）
第13条　次の各号に掲げる事業（以下「開発事業」という。）のいずれかを行おうとする者（以下「開発事業者」という。）は、開発事業を行う前に、当該開発事業の計画について市長と協議しなければならない。ただし、法第4条第15項に規定する都市計画事業については、この限りでない。
(1)　法第4条第12項に規定する開発行為で、法第29条に規定する許可を要するもの
(2)　大和市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例（平成9年大和市条例第9号）第2条第1号に規定する中高層建築物の建築
(3)　前2号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの
2　市長は、前項の協議に当たっては、良好で安全な市街地を形成するために必要となる指導及び助言をすることができる。
（勧告）
第14条　市長は、開発事業者が前条第1項の規定による協議に応じない場合又は同条第2項の指導に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該開発事業者に対し、協議に応じ又は指導に従うよう勧告することができる。
（公表）
第15条　市長は、開発事業者が前条の勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、当該開発事業者の意見を聴いたうえで、当該事実を公表することができる。
2　市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、推進会議の意見を聴かなければならない。

第6章　街づくりへの支援

（地域街づくり協議会への助成）
第16条　市長は、地域街づくり協議会に対し、その運営及び活動に要する経費の一部を助成することができる。
（地区街づくり推進団体への助成）
第17条　市長は、地区街づくり推進団体に対し、当該地区街づくり推進団体が行う街づくりに関する活動に要する経費の一部を助成することができる。
（情報の提供等）
第18条　市長は、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体その他市民の自主的な街づくりに関する活動に対し、街づくりに関する情報の提供及び学習への支援を行うものとする。
（街づくり専門家の派遣等）
第19条　市長は、市民の自主的な街づくりに関する活動を推進するために、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体等に対し、街づくりの専門家の派遣その他技術的支援を行うことができる。
（市街地開発事業への支援）
第20条　市長は、法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業を推進するために、当該市街地開発事業を行おうする者及び団体に対し、必要な支援を行うことができる。
（地区施設等への支援）
第21条　市長は、地区計画、建築協定及び第12条に規定する街づくり協定を活用した街づくりを推進するために、法第12条の5第2項に規定する地区施設等について、必要な支援を行うことができる。
（表彰）
第22条　市長は、良好な街づくりに貢献したと認められる街づくりに関する活動及び街づくりの事例を表彰することができる。

2　市長は、前項の規定により表彰するときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴くものとする。

第7章　雑則

（年次報告）
第２３条　市長は、第１０条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。
（委任）
第２４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）
1　この条例は、平成１０年１０月１日から施行する。ただし、第7条（街づくり協定に関する部分に限る。）、第8条から第１２条まで、第１６条、第１７条、第１８条（地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。）、第１９条（地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。）、第２１条（街づくり協定に関する部分に限る。）及び第２３条の規定は、平成１１年4月1日から施行する。
（大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正）
2　大和市附属機関の設置に関する条例（昭和３３年大和町条例第９号）の一部を次のように改正する
別表に次のように加える。

大和市街づくり推進会議	大和市みんなの街づくり条例（平成１０年大和市条例第７号）の規定に基づき、街づくりに関する基本的事項又は重要事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は街づくりの推進に関する事項につき、市長に意見を述べる。	13以内

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部　改正）
3　大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３６年大和市条例第９号）の一部を次のように改正する。
（省略）

大和市景観条例（平成２０年3月２８日公布）

目次

第1章　総則（第1条－第3条）
第2章　景観計画（第4条・第5条）
第3章　事前協議（第6条－第8条）
第4章　行為の制限等（第9条－第１３条）
第5章　景観資源（第１４条）
第6章　促進地区（第１５条－第１９条）
第7章　支援（第２０条）
第8章　雑則（第２１条－第２３条）
附則

第1章　総則

（目的）
第1条　この条例は、景観法（平成１６年法律第１１０号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本市の特性を生かした良好な景観の形成に関する手続その他必要な事項を定めることにより、大和らしい魅力ある景観の創造に寄与することを目的とする。
（定義）
第2条　この条例における用語の意義は、法の例による。
（国等に対する協力要請）
第3条　市長は、必要があると認めるときは、国、地方公共団体及び公共団体に対し、本市の良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

第2章　景観計画

（景観計画の策定手続等）
第4条　市長は、法第8条第1項に規定する景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和３３年大和町条例第９号）の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。
2　前項の規定は、景観計画の変更について準用する。
（景観形成方針への適合）
第5条　景観計画区域内において、法第１６条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に定められた景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合するよう努めなければならない。

第3章　事前協議

（事前協議）

第6条　法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為（規則で定める行為を除く。）をしようとする者（以下「行為者」という。）は、当該届出をするまでに、市長と協議を行わなければならない。

2　行為者は、前項に規定する協議を行うに際して、市長に対して協議書その他の規則で定める図書を提出しなければならない。

（助言又は指導）

第7条　市長は、前条第1項に規定する協議に際して、行為者に対し、良好な景観の形成のため必要な助言又は指導をすることができる。

（事前協議の完了）

第8条　市長は、第6条第1項に規定する協議が完了したと認めるときには、行為者に対し、当該協議が完了した旨及び良好な景観形成のため行うべき措置を記載した書面を交付するものとする。

第4章　行為の制限等

（行為の届出）

第9条　法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、同条第1項に規定する事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

2　前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)　景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項に規定する図書

(2)　計画概要書、景観チェックシートその他の規則で定める図書

3　前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（届出が必要な行為）

第10条　法第16条第1項第4号の景観行政団体の条例で定める行為は、木竹の伐採で、その伐採区域の面積が500平方メートル以上のものとする。

（届出の適用除外）

第11条　法第16条第7項第11号の景観行政団体の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)　法第16条第1項第3号に規定する行為（前条に規定する行為及び擁壁を建設する行為を除く。）

(2)　次の各号のいずれにも該当しない行為

ア　建築物の新築、増築、改築又は移転で、その高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さをいう。イにおいて同じ。）が10メートルを超えるもの又は延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。イにおいて同じ。）が1，000平方メートル以上のもの

イ　建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、その高さが10メートルを超えるもの又は延べ面積が1，000平方メートル以上のものであって、当該行為に係る部分が当該建築物の見付面積（1つの面における垂直投影面積をいう。以下同じ。）の2分の1以上のもの

ウ　工作物（建築基準法施行令第138条各項に規定する工作物をいう。エにおいて同じ。）の新設、増築、改築又は移転で、その高さが10メートル（擁壁にあっては5メートル）を超えるもの

エ　工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、その高さが10メートル（擁壁にあっては5メートル）を超えるものであって、当該行為に係る部分が当該工作物の見付面積の2分の1以上のもの

(3)　法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

（特定届出対象行為）

第12条　法第17条第1項の特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為とする。

（完了届）

第13条　法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、速やかに、市長に当該行為の完了を届け出なければならない。

第5章　景観資源

第14条　市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。

2　前項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第6章　促進地区

（促進地区の指定）

第15条　市長は、景観計画区域のうち、地区の景観特性を生かした景観づくりを促進する必要があると認められる一定の地区を景観づくり促進地区（以下「促進地区」という。）として指定することができる。

2　一定の地区に住所を有する者並びにその地区内の土地又は建物の所有者及び占有者（以下「住民等」という。）は、地区の景観特性を生かした景観づくりを促進するため、当該地区を促進地区に指定するよう市長に要請することができる。

3　市長は、促進地区を指定しようとするときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。

4　市長は、促進地区を指定したときは、これを公告するものとする。

（促進地区における景観づくり活動団体）

第16条　促進地区内の住民等は、当該促進地区における景観づくりに関する活動を行うことを目的とした団体を設立することができ

る。
（景観づくりの基本方針の作成）
第１７条　市長は、促進地区を指定したときは、促進地区内の住民等の意見を聴き、当該促進地区の景観づくりの基本的な方針（以下「基本方針」という。）を作成するものとする。
２　市長は、基本方針を作成するに当たっては、促進地区において前条に規定する団体が設置されているときは、当該団体と協議しなければならない。
（景観計画への反映）
第１８条　市長は、基本方針を作成したときは、これに基づいて促進地区の区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項その他の必要な事項を定めるため、景観計画を変更することができる。
（促進地区の解除）
第１９条　市長は、次に掲げる場合には、促進地区の指定を解除することができる。
(1) 基本方針に基づいて景観計画を変更する等の方法により指定の目的を達成したとき。
(2) 基本方針を作成することができなくなった等指定の目的を達成できないことが明らかになったとき。
２　第１５条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第7章　支援

第２０条　市長は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観づくりに関する活動を行う者に対し、技術的支援を行い、又は活動に要する費用の一部を助成することができる。
２　市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適正な保全のため必要があると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、技術的支援を行い、又はその保全に要する費用の一部を助成することができる。

第8章　雑則

（勧告）
第２１条　市長は、第6条第1項に規定する協議を行わない者に対し、当該協議を行うよう勧告することができる。
（公表）
第２２条　市長は、法第１６条第3項又は前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、氏名、当該事実その他市長が必要と認める事項を公表することができる。
２　市長は、前項の規定による公表をしようとする場合において、法第１６条第3項又は前条の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見を聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。
３　市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
（委任）
第２３条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、平成２０年１０月１日から施行する。
（大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正）
２　大和市附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。
別表大和市街づくり推進会議の項設置目的の欄中「街づくりに関する事項」の次に「、景観形成に関する事項」を加える。

大和市屋外広告物条例（平成１９年１２月２１日公布）

目次

第1章　総則（第1条・第2条）
第2章　広告物等の制限
第1節　許可、禁止地域等（第3条－第１２条）
第2節　広告物等の管理（第１３条－第１６条）
第3節　違反に対する措置（第１７条－第２５条）
第3章　広告景観形成地区（第２６条－第２８条）
第4章　審議機関（第２９条）
第5章　雑則（第３０条－第３３条）
第6章　罰則（第３４条・第３５条）
附則

第1章　総則

（目的）
第1条　この条例は、屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。
（定義）
第2条　この条例における用語の意義は、法の例による。

第２章　広告物等の制限

第１節　許可、禁止地域等

（許可）

第３条　本市内に屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、前項の許可をする場合において、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要な条件を付することができる。

３　第１項の許可の期間（以下「許可期間」という。）は、３年以内とし、別表に定める広告物及び掲出物件の種類のとおりとする。

（許可申請手数料）

第４条　前条第１項の許可の申請をしようとする者は、申請の際に別表に定める広告物及び掲出物件の種類により、手数料を納めなければならない。

（禁止地域及び禁止物件）

第５条　次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1)　文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１０９条第１項若しくは第２項又は第１１０条第１項の規定により指定され、又は仮指定された地域のうち、市長が指定する区域

(2)　文化財保護法第１８２条第２項の規定により、神奈川県又は市が条例の定めるところにより指定した地域又は場所並びに条例の定めるところにより指定した建造物の敷地及びその周辺の地域のうち、市長が指定する区域

(3)　森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２５条第１項の規定により指定された保安林

(4)　都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第１２条第１項の規定により定められた特別緑地保全地区

(5)　古墳、墓地又は火葬場

(6)　道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる範囲で、市長が指定する区域

(7)　河川法（昭和３９年法律第１６７号）第６条第１項に規定する河川区域

２　交差点及び踏切並びにその周辺のうち交通安全を確保するために必要と認める地域として市長が指定する区域においては、規則で定める広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

３　次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1)　橋りょう（ガード類を含む。）、高架構造物、トンネル、信号機、道路の分離帯及び防護さく、道路標識、駒止（こまどめ）、里程標その他これらに類する物件

(2)　街路樹及び路傍樹

(3)　郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器

(4)　銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件

(5)　消火栓、火災報知器、指定消防水利標識、防火水槽標識及び火の見やぐら

(6)　送電塔、送受信塔及び照明塔

(7)　煙突及びガスタンクその他これに類する物件

(8)　景観法（平成１６年法律第１１０号）第１９条第１項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第２８条第１項の規定により指定された景観重要樹木

４　石垣その他これに類する物件には、広告物を直接表示してはならない。

５　電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所の上屋及び植樹帯には、はり紙（ポスターを含む。以下同じ。）、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。

６　道路の路面には、広告物を表示してはならない。

（禁止広告物）

第６条　次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1)　著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの

(2)　著しく破損し、又は老朽したもの

(3)　倒壊又は落下のおそれがあるもの

(4)　信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの

(5)　道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

（許可の基準）

第７条　次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定める基準に適合しなければならない。

(1)　建築物の壁面を利用するもの

(2)　建築物から突出するもの

(3)　広告塔、広告板等

(4)　電柱又は街灯柱を利用するもの

(5)　電車、自動車等の外面を利用するもの

(6)　標識柱を利用するもの

２　前項の規定にかかわらず、市長が第２６条の規定により指定した広告景観形成地区にあっては、第２７条第２項第２号の規定により定めた基準に適合しなければならない。

（適用除外）

第８条　次に掲げる広告物又は掲出物件については、第３条、第５条及び前条の規定は、適用しない。

(1)　法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件

(2)　公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）による選挙運動のため使用するポスター、看板等

２　次に掲げる広告物又は掲出物件については、第３条、第５条第１項及び第３項から第６項まで並びに前条の規定は、適用しない。

(1) 案内図その他公衆の利便に供する広告物又はその掲出物件で規則で定めるもの
(2) 祭典用その他慣例上使用される広告物又はその掲出物件で規則で定めるもの
(3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和するものであり、かつ、営利を目的としないもの
(4) 電車又は自動車に表示する広告物で規則で定めるもの
(5) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はその掲出物件で規則で定める要件に適合するもの
(6) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はその掲出物件で規則で定める基準に適合するもの

3　次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条の規定は、適用しない。
(1) 営利を目的としないはり紙、はり札等その他これらに類する広告物で規則で定めるもの
(2) 公共団体、公益法人その他これらに類する団体が表示し、又は設置するもので公益上必要と認められるもの

(適用除外の特例)
第9条　市長は、広告物及び掲出物件が良好な景観の形成に資すると認めるときは、これらに対して第3条、第5条及び第7条の規定の適用を除外することができる。
2　前項の場合において、当該適用の除外を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(標識票)
第10条　第3条第1項の許可を受けた者は、その広告物又は掲出物件の一部に標識票をはり付けなければならない。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

(変更及び継続)
第11条　第3条第1項の許可を受けた者は、その許可の内容に変更を加え、又はその広告物若しくは掲出物件を改造若しくは移転しようとするときは、更に許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。
2　許可期間の満了後、更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、期限満了の30日前までに市長に許可の申請をしなければならない。

(完了届)
第12条　第3条第1項の許可を受けた者は、その広告物又は掲出物件の表示、設置、変更、改造又は移転が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第2節　広告物等の管理

(管理義務)
第13条　広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者(以下「設置管理者」という。)は、これらに関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(特定屋外広告物安全管理者の設置)
第14条　建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項に定める工作物であって、高さ4メートルを超える広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、規則で定めるところにより特定屋外広告物安全管理者を置かなければならない。

(除却の義務)
第15条　設置管理者は、許可期間が満了したときは、10日以内にこれらを除却しなければならない。許可を取り消されたときも、同様とする。
2　設置管理者は、その広告物を表示し、又は掲出物件を設置する必要がなくなったときは、これらを速やかに除却しなければならない。
3　設置管理者は、はり紙、ポスター等補修できない広告物がき損し、又は汚損したときは、速やかに除却しなければならない。

(除却等の届出)
第16条　設置管理者は、許可を受けた広告物又は掲出物件を許可期間の満了前に除却し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第3節　違反に対する措置

(違反に対する措置)
第17条　許可を受けた広告物若しくは掲出物件が良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請書に虚偽の事項があったときは、市長は、その許可を取り消し、又は設置管理者に対して、5日以上の期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。
2　この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物又は掲出物件があるときは、市長は、設置管理者に対して、5日以上の期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。
第18条　市長は、法第7条第2項の規定により掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときには、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)
第19条　法第8条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
(1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
(2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び除却し、又は除却させた日
(3) その広告物又は掲出物件の保管を開始した日
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)
第20条　法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 前条各号に掲げる事項を、規則で定める場所に14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物は、2日間）掲示すること。
(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第24条第1項において「所有者等」という。）を確知することができないときは、その掲示の要旨を告示すること。

2 市長は、規則で定めるところにより、保管した広告物又は掲出物件の一覧簿を作成し、関係者の閲覧に供するものとする。

（広告物又は掲出物件の価額の評価の方法）

第21条 法第8条第3項の規定により、広告物又は掲出物件の価額を評価するときは、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続）

第22条 法第8条第3項の規定により、保管した広告物又は掲出物件を売却する場合は、規則で定める方法により行うものとする。

（公示の日から売却可能となるまでの期間）

第23条 法第8条第3項各号に規定する条例で定める期間は、次のとおりとする。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物　2日
(2) 特に貴重な広告物又は掲出物件　3月
(3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件　2週間

（保管した広告物又は掲出物件の返還の手続）

第24条 市長は、所有者等から保管した広告物又は掲出物件（法第8条第3項の規定により売却した代金（次項において「売却した代金」という。）を含む。）の返還を求められたときは、受領書と引換えに返還しなければならない。この場合において、市長は、所有者等にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって所有者等であることを証明させなければならない。

2 売却した代金の額は、法第8条第5項の規定により売却に要した費用に充てた場合にあっては、当該売却に要した費用に相当する金額を控除した金額とする。

（報告及び立入検査）

第25条 市長は、法及びこの条例の施行に必要な限度において、設置管理者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 広告景観形成地区

（広告景観形成地区の指定）

第26条 市長は、良好な景観を形成するため特に必要であると認める地域を広告景観形成地区として指定することができる。

（広告景観形成地区の地区基本計画）

第27条 市長は、広告景観形成地区を指定しようとするときは、当該広告景観形成地区における広告物及び掲出物件に関する基本計画（以下「地区基本計画」という。）を定めなければならない。

2 地区基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告景観形成地区の広告物及び掲出物件に関する基本目標及び方針
(2) 広告物及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準

3 市長は、地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を公示し、その案を当該公示の日から起算して15日間一般の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公示があったときは、当該広告景観形成地区内の住民及び当該広告景観形成地区内における設置管理者のうち意見を有する者は、縦覧に供された地区基本計画の案について、当該公示の日から起算して30日以内に市長に当該意見を記載した書面を提出することができる。

（広告景観形成地区における指導等）

第28条 市長は、広告景観形成地区において、景観の形成の推進のため必要があると認めるときは、設置管理者に対し、地区基本計画に適合するよう指導及び助言をすることができる。

第4章 審議機関

（審議機関）

第29条 市長は次に掲げる場合は、大和市街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

(1) 第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項の区域の指定若しくはその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定を設けようとするとき。
(2) 第7条及び第8条に規定する基準等を定めようとするとき、又は第9条第1項の規定によりこの条例の適用を除外しようとするとき。
(3) 第26条の広告景観形成地区の指定又はその指定の変更若しくは解除をしようとするとき。
(4) 第27条第1項の地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするとき。

第5章 雑則

（告示）

第30条 市長は、第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項の区域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

2 市長は、第26条の広告景観形成地区を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除をしたときは、その旨を告示しなければなら

ない。
3　市長は、第27条第1項の地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするときは、その旨を告示しなければならない。
（適用上の注意）
第31条　この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。
（処分、手続等の効力の承継）
第32条　設置管理者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。
（委任）
第33条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第6章　罰則

（罰則）
第34条　次の各号のいずれかに該当する者は、500，000円以下の罰金に処する。
(1) 第3条第1項又は第5条の規定に違反した者
(2) 第11条第1項の規定に違反した者
(3) 第15条第1項の規定に違反した者
(4) 第17条の規定による命令に違反した者
2　第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200，000円以下の罰金に処する。
3　第10条の規定に違反した者は、100，000円以下の罰金に処する。
（両罰規定）
第35条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）
1　この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（禁止地域等の指定等の手続きの特例）
2　第29条の規定にかかわらず、市長は、施行日に限り、推進会議の意見を聴かないで、第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項の区域の指定をし、並びに第7条及び第8条に規定する基準等を定めることができる。
（経過措置）
3　施行日前に、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「県条例」という。）の規定によりなされた許可、処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
4　この条例の施行の際現に県条例の規定に基づき適法に表示されている広告物、又は設置されている掲出物件で、第5条又は第7条に規定する基準に適合しないこととなるものは、施行日から当該広告物又は掲出物件の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐用年数をいう。以下同じ。）の満了の日までの間（施行日における当該広告物又は掲出物件の耐用年数の残存期間が10年未満のものは、10年間）は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置の許可に係る県条例に規定する基準を適用するものとする。
（大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正）
5　大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。
別表中設置目的の欄大和市街づくり推進会議の項を次のように改める。

街づくりに関する事項及び屋外広告物に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は市長に意見を述べる。

別表（第3条関係）

広告物又は掲出物件の種類		単位	許可期間	手数料
はり紙、ポスター		100枚までごとにつき	1月以内	600円
広告旗		1本	1月以内	350円
広告幕		1張	1月以内	300円
アドバルーン	照明あり	1個	1月以内	1，500円

	照明なし	1個	1月以内	1，000円
立看板（紙張、布張）		1基	1月以内	250円
立看板（木製、金属製）		1基	3月以内	600円
はり札及び電柱、街灯柱又は標識柱を利用するもの		1枚	1年以内	300円
電車、自動車等の外面を利用するもの		1台	1年以内	750円
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの、広告幕（懸垂装置のあるもの）又は映画看板	照明あり	1基	3年以内	2，900円（表示面積が5平方メートルを超えるときは、2，900円にその超える表示面積5平方メートルまでごとに2，900円を加算した額）
	照明なし	1基	3年以内	1，700円（表示面積が5平方メートルを超えるときは、1，700円にその超える表示面積5平方メートルまでごとに1，700円を加算した額）
アーチ	照明あり	1基	3年以内	9，000円
	照明なし	1基	3年以内	6，000円

備考　広告幕（懸垂装置のあるもの）及び映画看板については、その許可期間中（3年以内）は、内容変更の許可手続きを必要としない。

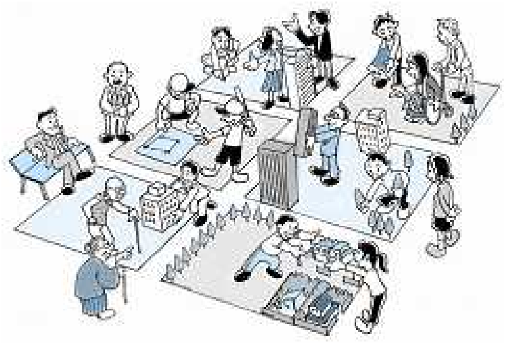

平成 20 年度 街づくり年次報告書

発行 大和市
編集 大和市 街づくり計画部 街づくり推進課 街づくり推進担当
住所 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間 1-1-1
TEL 046-260-5483
FAX 046-264-6105
E-Mail ma_suish@city.yamato.lg.jp
URL http://www.city.yamato.lg.jp/web/t-seibi/
発行日 平成 21 年 (2009 年) 4 月